

入札監視委員会の設置及び運営

(会議体の事務)

会議体は、社長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- (1) 工事(消費税額及び地方消費税額を含む契約価格が1,000万円未満のものを除く。)並びに調査設計、役務及び物品調達(いずれも消費税額及び地方消費税額を含む契約価格が300万円未満のものを除く。)にかかる契約に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 対象契約のうち会議体が抽出指定したものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約の理由及び経緯等についての審議を行うこと。
- (3) 一般競争参加資格に関する不服申立てに係る再苦情処理及び公募型指名競争入札に係る非指名理由についての再苦情処理を行うこと。
- (4) 契約事務に関する手続きのうち、発注方法や契約締結に係る内容についての報告を受けること。

(会議体の構成員及び組織)

- 1 構成員は、公共工事に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから社長が委嘱する。
- 2 会議体は、構成員3人で組織する。
- 3 構成員の任期は2年とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 構成員は、再任されることができる。
- 5 構成員は、非常勤とする。
- 6 会議体に議長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- 7 構成員に事故があるときは、あらかじめその指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

- 1 会議体の事務(1)、(2)及び(4)に係る会議(以下「定例会議」という。)は、原則として、年1回開催する。ただし、契約案件の該当がない場合においては開催を見送ることができる。
- 2 会議体の事務(3)に係る会議(以下「再苦情処理会議」という。)は、再苦情処理の必要に応じ開催する。
- 3 定例会議及び再苦情処理会議(以下「会議」という。)は、非公開とする。

(意見具申又は勧告)

- 1 会議体は、報告の内容又は審査した対象契約に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、対象契約を発注した会社の社長（以下「当該社長」という。）に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。
- 2 会議体は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

(再苦情処理)

- 1 会議体は、再苦情の申し立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。
- 2 会議体は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を当該社長に報告するともに、必要と認めるときは、これを公表することができる。
- 3 前項の報告は、再苦情の申し立てがあった日からおおむね 50 日以内に行わなければならない。

(構成員の除外)

構成員は、会議体の事務（2）及び（3）に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に關係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

構成員は、会議体の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

以上